

DV相談
支援センター

これって…
もしかしてDV?

あなたは大丈夫?

- 身体的暴力
 - 殴ったり、蹴ったりする
 - 物を投げつける 等
- 精神的暴力
 - 大声で怒鳴る
 - 行動を細かく監視する 等
- 経済的暴力
 - 生活費を渡さない
 - 仕事をさせない、やめさせる 等
- 性的暴力
 - 嫌がる性行為を強要する
 - 避妊に協力しない 等

! DVは、相談せずに放っておくと、エスカレートしていく危険性があります。ひとりで悩まずに、気軽に相談してください。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは
一口にDVと言っても、身体的・精神的・性的・経済的な暴力など、様々な形態があります。このような暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。

女性のDV
電話相談

相談専用電話
048-642-6699
月～金曜日 10時～17時
※祝日、年末年始を除く

秘密厳守
相談無料

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11/12～11/25(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です。

その他の相談窓口

パートナーシップさいたまの相談事業

生き方、仕事、家庭、夫婦等の人間関係のことなど、悩みをお聞きします。

女性の悩み電話相談
☎048-643-5813

男性の悩み電話相談
☎048-643-5805

日時:月～金曜日 10時～20時 土・日・祝日 10時～16時 日時:第2・第4火曜日 18時30分～20時30分
※第4日曜日、年末年始を除く ※祝日、年末年始を除く

第2回 カジダン・イクメン写真展 作品募集!

カジダン(家事に積極的な男性)・イクメン(育児を楽しむ男性)の姿を撮影していただき、エピソードとともにご応募ください!
応募者の中から抽選で、1,000円分の図書券を10名様に進呈します。

●対象●
市内に在住、在勤
又は在学の方



昨年度の写真

応募方法

応募期限 10月30日(金) 必着

●メールでの応募方法

写真データとともに、必要事項*をご記入のうえ、さいたま市男女共同参画課メールアドレス danjo-kyodo-sankakuka@city.saitama.lg.jp へお送りください。(メールの容量は1MB以内)

●直接持参または郵送での応募方法

写真データを入れたCD-RやUSB等の記録媒体とともに、必要事項*をご記入のうえ、直接持参または郵送によりご応募ください。(ご郵送いただいた記録媒体はお返しできませんのでご了承ください)
あて先 ▶ 330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
さいたま市役所 男女共同参画課

※必要事項

- ①応募(撮影)者 氏名(ふりがな)・年齢 ②住所 ③電話番号 ④メールアドレス
- ⑤作品タイトル ⑥被写体との関係 ⑦作品エピソード(100字程度)

12月から平成28年2月までの間、区役所やパートナーシップさいたま(大宮駅西口)などで展示します。



「高校生のときに、人生で初めてカミングアウトをした。『人間関係が崩れてしまうのでは』ととても怖かったけれど、『あなたはあなただから』と受け入れてくれて、嬉しかった」(20代・F+M)

明日に向かって

「『困ったときにそばにいてくれる人がいるなら、その人が同性でも異性でもいいんじゃない?』と僕のカミングアウトを受け入れてくれたお母さん、ありがとう」(20歳・ゲイ)



LGBTは私たちが気付いていないだけで、身の回りにいて思い悩んでいるかもしれません。

しかし、LGBTが思い悩んでいること・困っていることを周りの人が理解していれば、LGBTも暮らしやすくなるはず。まずは周りの人が関心を持つこと、正しく知ること、ちょっとした気遣いをする事で多様性を受け入れることの第一歩となるでしょう。

今日から私たちができることとして以下のようなことを実行してみたいかがでしょうか。

- LGBTのニュースなどを職場、家庭、地域、SNSなどで肯定的に話題にしてみる
- 彼女/彼女、夫/妻でなくパートナーと呼んでみる(例)「パートナーいるの?」
- 「男/女なんだから」などの固定的な性役割を押し付けない
- ホモ/レズなど、LGBTを揶揄する言葉を使わない、ネタにしないようにする

変わりつつある社会

最近、LGBTを取り巻く環境は国内外で大きく変わりつつあります。例えば、米国では6月に最高裁で同性婚禁止法が違憲とされ、事実上同性婚が認められました。国内でも、20歳以上の同性カップルを「結婚に相当する関係」と認め、証明書を発行することとした自治体がある等、LGBTの権利擁護への取り組みが加

速しています。また、国際オリンピック委員会と五輪開催都市との契約にLGBTの人権等、人権保護の条項を盛り込んでいくこともあり、人権課題として取り組みが期待されます。民間企業では、2013年の男女雇用機会均等法の改正により、セクシュアルマイノリティに対する差別的な言動や行動についても、ハラスメント(嫌がらせ)であるということが認められ、職場での対応が義務付

けられました。さいたま市でも、LGBTなどの多様な性についての理解を促進するために、市民の方を対象とした講座や、企業向けの研修を開催しています。また、市内の小・中・高等・特別支援学校等に対し、セクシュアルマイノリティの児童生徒に対する配慮や支援について学校関係者への周知・啓発を行うなどの取り組みを行っています。

通信員のコメント

●植原 晴子さん

自分がLGBT当事者であったならと考える事で色々な苦悩を想像できます。差別を生まないためにも様々な性がある事を学校や職場など出来るだけ多くの事例を情報提供する機会を増やすことが必要であると考えます。

●峰岸 早苗さん

差別や偏見は無知から始まると思います。LGBTの人の声に耳を傾け、理解を深めたいです。自分の周りにもLGBTの人がいることを前提に、法律や制度、職場や学校、家庭や地域、考え方や言動を、見直す必要性を感じます。

●新藤 賢一さん

性の多様性が認められつつある今日、LGBTは日本でもオープンな話題となり始めました。互いの多様性を認め、助け合って生きる「共生社会」の実現のため、学校での性教育や人権教育が重要であるとともに、医療機関の充実も望まれます。

●山崎 真実さん

まずは、LGBTについての知識を深めることで、自分たちのすべき対応も分かってくると思います。ひとつの個性として、捉えていくつもりです。